

令和 5 年度奈良県医療費適正化市町村支援業務 委託仕様書

1 業務の名称

令和 5 年度奈良県医療費適正化市町村支援業務

2 業務の背景・目的

現行の奈良県医療費適正化計画は、令和 5 年度に終期を迎えるため、同年度中に県は次期計画「第 4 期奈良県医療費適正化計画」を策定する必要があるが、市町村国保においても、県の医療費適正化計画と整合を図りながら新たに「第 3 期データヘルス計画」を策定することが求められている。

このような状況を踏まえて、本業務では、医療費適正化・保健事業のより一層の推進に資する実効性の高いデータヘルス計画の策定と効果的な PDCA の実施、さらには保険者努力支援制度での得点向上に資する取組の実施を目的として、県及び県内市町村の医療費、健康、実施体制等の課題を明確にし、地域の実情に応じた保健事業等の医療費適正化対策の提案・実行支援を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

4 調達方法

公募型プロポーザル方式

5 業務内容

本業務では、より実効性の高いデータヘルス計画の策定と効果的な PDCA の実施を支援するため、次の業務を行うものとする。

次に掲げる業務は、必要と考えられる事項を示したものであり、受託者からの提案を踏まえ、県と受託者との協議により調整することとする。

なお、県では、奈良県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と連携協定を締結し、市町村の国民健康保険に関する事務や保健事業の実施支援を行うための国保事務支援センターを設置して事業を推進しているところであり、本業務の実施に当たっても、県と国保連合会が連携しながら実施していくこととする。

(1) 医療費、医療費適正化・保健事業実績等の分析

受託者は以下のデータ等を収集・活用し、医療費、特定健診・特定保健指導実施率、特定健診結果、後発医薬品使用割合、重複・多剤投与患者割合、その他保健事業の実績等の分析を行い、県及び各市町村の現状と課題を明確化する。

本分析の対象は、県及び県内全 39 市町村とし、受託者は分析内容をまとめた分析結果資料を作成し、県へ提出する。

※分析区分（二次医療圏別、市町村別、疾病別、男女別、年齢階級別等）や分析する項目等については、県及び国保連合会と調整の上決定する。

①県から提供するデータ

県から提供するデータは、以下のとおりとする。

ア 提供対象：県内市町村国民健康保険被保険者（下表 1～6）

※県内後期高齢者医療制度被保険者のデータ提供の可能性もあるため、対応できるようにしておくこと。

イ 提供時期：下表 1～6 は契約締結後速やかに提供。

ウ 提供内容：下表のとおり。

エ 提供媒体：電子データにて提供。パスワードロック機能付きのハードディスク等の媒体は受託者が準備すること。

オ その他：データの取り扱いにあたり、個人情報等の匿名化、暗号化が必要な場合は、受託者の責任において実施することとし、県及び国保連合会はその支援を行う。

なお、データ抽出には別途料金が発生する場合がある。

No.	名称	対象年度
1	被保険者台帳（CSV）	最新
2	資格喪失者一覧	平成 30 年度以降
3	特定健康診査データ（CSV）	平成 30 年度 ～ 令和 3 年度
4	特定保健指導データ（CSV）	
5	医療レセプトデータ（医科・DPC・調剤を含む）	
6	KDB データ （地域の全体像の把握、健診・医療・介護データからみる地域の健康課題、市町村別データ、健康スコアリングレポート）	

7	その他、県が提供可能と認めたデータ 対象年度の拡大等についても、県と調整の上行 う。	/
---	--	---

②その他のデータ等

その他必要なデータは、公表されている公的統計等から取得するものとし、その場合はデータの出典を明らかにする。

③主な分析事項

○医療費

- ア 県及び各市町村の医療費を、男女別、年齢階級別、疾病別等で分析し、全国や県内市町村との比較を行った上で課題を明確にすること。
- イ 地域の医療費に寄与している要因を明確にすること。

○健康課題・保健事業

- ア 県及び各市町村の各種統計資料や特定健診結果から、被保険者の食・生活習慣、健康状態等を分析し、全国や県内市町村との比較を行った上で課題を明確にすること。
- イ 県及び各市町村の特定健診・特定保健指導の実施率、生活習慣病予防・重症化予防等の保健事業の実績を分析し、全国や県内市町村との比較を行った上で課題を明確にすること。

○医薬品適正使用

- ア 県及び各市町村の後発医薬品使用割合や重複・多剤投与患者割合を分析し、全国や県内市町村との比較を行った上で課題を明確にすること。
- イ 後発医薬品については、公表されているデータ等で他都道府県の取組状況等を調査し、県の使用割合が低迷している要因を分析すること。

- その他、県及び各市町村の現状と課題を明確化するための有効な分析手法・項目等があれば、提案すること。

④分析結果の県・市町村への情報提供

県の第4期医療費適正化計画の策定及び市町村の第3期データヘルス計画の策定に活用できるよう、分析結果は県及び市町村に段階的に情報提供すること。

情報提供時期は県と協議して決定することとするが、7月頃には提供するデータや各グラフ等の構図が整理されたものを、グラフの編集等ができるようバックデータとあわせて提供することを想定すること。

(2) 事業実施体制、事業実施状況の調査分析

受託者は、以下の調査を行い、各市町村の特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導を含む保健事業や医療費適正化取組の実施体制・実施状況を評価し、市町村別に現状と課題を明確化する。

なお、本分析は以下のとおり実施することを想定しているが、より効果的に実施するための時期や業務の流れ、市町村の選定方法、実施数等を提案すること。詳細は県と協議の上決定する。

①アンケート調査

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 県内全 39 市町村
業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの作成 (受託者) ・ 受託者が作成したアンケートの確認 (県・国保連合会) ・ アンケートの配布／回答依頼 (受託者) ・ アンケートの回答 (市町村・県) ・ 回答の分析／評価 (受託者) ・ 県へ評価結果をまとめた資料を提出 (受託者) <p style="text-align: center;">…7 月頃を想定</p>

②ヒアリングによる調査

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 県が下記記載の方法で選定した市町村 10 市町村程度
選定方法	<p>好事例の横展開を想定し、以下の事項に着目して二次医療圏別／市町村規模別に各 2 市町村ほど選定予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からの希望の有無 ・ 1 人あたり医療費の県内順位（高位・低位） ・ 特定健康診査実施率の県内順位（高位・低位） ・ 特定保健指導実施率の県内順位（高位・低位） 等
実施方法	<p>実地またはオンライン</p> <p>※受託者によるヒアリングは、最低各回 2 名以上で実施すること。</p>

実施者	<p>ヒアリングは、市町村の保健事業、医療費適正化取組の実施運営に詳しい者が実施すること。また、ヒアリングの実施に当たっては、必要に応じて有識者の知見を得ること。</p> <p>※県が必要と判断した際には、県・県内保健所・国保連合会等の職員が同席する。</p>
業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象市町村の選定 (県) ・ヒアリング日時及び場所の調整 (受託者) ・ヒアリングの実施 (受託者) ・ヒアリング結果のとりまとめ (受託者) ・県へ結果をまとめた資料を提出 (受託者) <p style="text-align: center;">…8～9月頃を想定</p>

(3) 医療費適正化・保健事業にかかる改善・新規事業提案書作成

上記(1)及び(2)の分析を踏まえて、県及び市町村ごとの提案書を作成し、フィードバックを行う。

① 予算検討用事業一覧の作成

第3四半期に県及び各市町村で行う翌年度予算の検討材料となる事業内容及び積算(目安)の一覧を9月末までに県へ提出する。

なお、その一覧は市町村別に作成する必要はないが、被保険者数の規模を考慮したものにすること。県内全市町村の分析結果を踏まえて、複数市町村で共通して見られた課題に対応した事業をとりまとめて提出すること。

② 提案書の作成

上記(2)②のヒアリング調査を行った県及び市町村ごとに、提案書(案)を作成し、県及び各市町村へ提出する。提出時期は、県と協議して決定することとするが、12月頃を想定すること。

なお、提案書には以下の項目を含めることとし、その他効果的な提案書を作成するために必要な事項を提案すること。

保健事業全体	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導を含む保健事業の経過 ・保健事業の体制と実績の評価
特定健診	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施・受診勧奨の実績と課題 ・特定健診実施体制(形態別)の実績と課題

特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の実績と課題 ・ 特定保健指導実施体制の実績と課題
重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化予防の実績と課題
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的実施の実績と課題 ・ 一体的実施の実施体制の実績と課題
医薬品適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品使用促進の実績と課題 ・ 重複・多剤投与対策の実績と課題
提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記課題に対する新規取組、既存取組の改善、体制整備等の提案 <p>【提案書に記載する視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期的・中長期的な事業実施効果 ・ 提案実施スケジュール ・ 提案内容を実行するための課題と解決策 等

③提案書の調整

上記②で作成した提案書（案）について、各市町村及び県・国保連合会と最終調整を行い、既存の事業提案がないか等を確認した上で、更新版を作成し、県へ提出する。

(4) KDB 等活用ツールの開発

受託者は、本業務委託契約期間終了後も、上記（1）で行った分析の進捗状況を各市町村で管理できるよう、KDB 等を活用した医療費等分析ツール（以下「KDB 等活用ツール」という。）を開発する。

また、職歴や専門スキルの有無を問わず、ツールを使用・活用できるようマニュアルを作成し、ツールとあわせて県へ提出する。

KDB 等活用ツールは、県・国保連合会及び市町村が毎年度抽出可能な特定健診・保健指導システム及び KDB システム等の CSV データを入力または貼付することにより、出力可能なものとし、毎年度の保守費用等は発生しないような形式のものとする。

ツールの対象となるデータや表示形式等は、県及び国保連合会と調整の上、決定するものとする。

(5) 事業報告会の開催

受託者は、2月下旬までに、県内全市町村を対象に事業報告会を開催する。

報告・説明事項として、分析結果、保健事業の提案、KDB等活用ツールの利用法についての内容を含めることとする。詳細については、県と調整の上決定する。

また、本報告会の実施にあたって、受託者は県と調整の上、以下の事務を行う。

事務 内容	◆会議設定	◆企画・準備	◆当日	◆事後
	<input type="checkbox"/> 日程調整 <input type="checkbox"/> 会場予約 <input type="checkbox"/> 設備機器用意 <input type="checkbox"/> 開催案内 <input type="checkbox"/> 参加者管理	<input type="checkbox"/> 進行案作成 <input type="checkbox"/> 資料作成 <input type="checkbox"/> 資料送付 (会議3日前) <input type="checkbox"/> アンケートの 作成	<input type="checkbox"/> 会場設営 <input type="checkbox"/> 司会進行 <input type="checkbox"/> 資料説明 <input type="checkbox"/> 質疑応答 <input type="checkbox"/> WEB会議対応 (状況による)	<input type="checkbox"/> アンケートの とりまとめ

(6) 事業実績報告書の提出

受託者は、上記(1)及び(2)に関する集計・分析結果の概要、事業に係る収支決算の状況等を記載した事業実績報告書を作成し、紙媒体1部及び加工可能な形式での電子データを県へ提出する。

(7) その他独自提案

本業務の目的を達成するための調査分析、提案、市町村への横展開等にかかる効果的な手法や実施内容があれば、独自提案すること。

6 スケジュール(予定)

県が想定する業務実施スケジュールは以下のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは県と協議し決定することとするが、業務の目的や内容を踏まえて現実的かつ効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

令和5年4月	キックオフ会議(スケジュール確認等)
4月	受託者へのデータ提供
4~7月	分析実施(分析結果は段階的に提出)
6~7月	市町村へのアンケート実施
7~9月	対象市町村・県へのヒアリング実施
8~9月	予算措置用事業一覧の提出

9～2月	対象市町村及び県への提案書作成・調整
令和6年2月	KDB等活用ツール・マニュアルの提出
2月	事業報告会の開催
3月	事業実績報告書の提出

7 成果品

成果品は、契約者双方が協議の上、県が指定する部数・形式・媒体にて提出することとし、媒体（ハードディスク等）は受託者が準備すること。

No.	名称	納品期限
1	分析結果資料（最終版）	令和6年2月
2	予算措置用事業一覧	令和5年9月
3	提案書（最終版）	令和6年2月
4	KDB等活用ツール・マニュアル	令和6年2月
5	事業実績報告書	令和6年3月

8 その他

(1) 県との連絡調整

本業務を円滑に遂行するために、定期的に県と打合せを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分図ること。

なお、県との打合せの際には、その内容を議事録に記録し、県に提出すること。

(2) 公契約条例に基づく遵守事項の遵守

本業務を受託しようとする者は、別紙1「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行にあたって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。業務委託期間が終了した後も同様とする。

本委託業務遂行のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。業務の一部を第三者に委託する場合も同様とする。

(4) セキュリティ対策

本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 再委託に関する事項

本業務の全部又は主たる部分、契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び委託金額等について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方又は内容を変更しようとするときも同様とする。

再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。また、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(6) 成果品の帰属

受託者は、本業務の成果品及び作成中の書類等に関する全ての著作権を、県に譲渡するものとする。

県は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 費用の負担

契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

(8) 仕様の変更

県は、業務実施の過程において本仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

(9) 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(10) その他の留意事項

- ①業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、県が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ②本契約の記載事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は本契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- ③受託者は本業務における一切の事項において、新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防対策を徹底して講じ、事業を行うこと。
- ④災害や感染症拡大等の影響により、本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と協議を行い県が決定する。

〈別紙 1〉

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

〈別紙 2〉

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第9 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

〈別紙 3〉

情報セキュリティに係る特記事項

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること